

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

明治二十二年第三百三十三号

(発行年 / Year)

1910

明治廿二年庚三月三十三號

裁判書後書

上告人

東京府武蔵國南葛飾郡柳島村六百四十九番地平民豊

益井治房之衛

代言人

東京府東京市日本橋区檜物町一丁目番地豊島郡豊島士族

坂本省三

被上告人

長野縣信濃國小佐久郡小諸町二百六十六番地平民野業

小山五左衛門

代言人

東京府東京市神田區淺路町二丁目四番地豊島郡長野平民

大審院

証

能澤信治郎

右小山五左衛門ヨリ益井治房及豊島ノ係ニ係地及
借家租金並全取戻事由ニ付東京府裁判所力言後
ニタル裁判ヲ以テト爲シ益井治房及豊島ヨリ上
告シタルニ依リ之ヲ審理シ双方代言人ノ陳述
ヲ聽クニ

上告代言人陳述ノ要領ハ

第一條

本訴ハ被上告人ヨリ上告人ニ對スル係地及
借家ノ證書ト換賃借手身差入アル敷金トノ
取戻ヲ請求セシ梅樹ニシテ其後請求金額ノハ
概算ナリシトハ以テ審判狀ノ標目ニ(一金百圓

也。金内金武松園引云々金八在園。請求高ト
 アルノミナラヌ原扣院ニ於ケル口頭審理
 ノ出来事ニ徴スルモ其第一項ニ(裁判長ハ特
 件一定ノ申立ヨリ順序ニ陳述ヲナシシム。控
 訴代官人一原裁判ハ不審ニ付原消カレ。扣院
 人請求ノ信地及借家証並ニ敷金ハ在園ヲ信
 取(取事)トアルニ於テ明白ナルニ原扣院ニ
 於テ(右ノ理由ナルニ付被扣院人止告ハ扣院人
 被上ノ請求スル信地並ニ借家証及ヒ敷金百
 圓ニ以テ審ノ件取入費ヲ併セテ還ニ返付ス
 可シ)ト判決セラレシハ頗ル裁權ノ裁判ナリ
 ト確信ス何者對面人ハ請求セサル金割ニ逆
 刺交ヒテ上告人ニ妨訴ノ餘裕ナカラシメダ
 ルヲ以テナリ

大 審 院

第二條

原控訴院控訴中(燗化送ノ家處ハ扣院人カ更
 叙シタルモノナリト)証明ナケルハ控地所
 家處トモ控訴人申立ノ如ク業已ニ明渡シタ
 ルモノト認定セサルヲ得ストアルニ依レハ
 燗化送ノ家處現在スル丁ハ既ニ原扣院ノ
 認ムル所ニシテ控物件ハ果シテ被上告人ノ
 運送セシモノナレバ此点ニ付テ証明ナ
 シト云フニアリ。然則被上告人ニシテ之ヲ遠
 設シタルモノトセハ本訴ノ地所ハ其地
 ルカ故ニ未ダ明渡シタルモノニアラスト認
 定セラレ、半又ハ斯ク認定セラレサル迄ニ

明渡タリトノ一因タラサルヤ明カナレヘシ
 因テ茲ニ原法廷ニ顯ハレタレ事實ト立証ト
 ニ徴ヒテ該物件ハ原被執レノ建造ニ係リシ
 モノナルヤヲ視ルニ果シテ被上管人ノ主張
 スル如クレハ甲申一号証ナレ係家法中ニ該
 煉化造ノ建造物ヲモ列記アルヘキ筈ナルニ
 特リ之レノ列記ナキ上ハ上管人主張スル
 如ク被上管人係地中安リニ建設シタルモノ
 ナルヤ論ヲ待ソサレテ以テ上管人ハ其年論
 ノミラ爲シテ該庭ニ立証ノ勞ヲ取ラサリシ
 ナリ然ルニ原被執院ニ於テ立証ニ依ハレシ
 ル立証ト之ニ係フ事實ノ顯著ナルトニ拘
 ハラス之レカ立証ナシトシテ該揚ノ如ク説明

大審院

セラレレハ認定權ノ範圍外ニ出ラタル裁權
 ノ裁制タルヲ究レサルモノナリ而シテ其他
 ノ判料タル竣工ノ立退ハ竣工ノ立退ニシテ
 不裁量酌量ノ手続ヲ了シタル事柄トハ素ヨ
 リ大ナル差列アリテ本業裁斷ノ因素タルヘ
 キモノニアラサルヲ以テ原被執院ノ説明ハ
 史認定ノ材料ニ瑕疵アル所備ノ裁制ナリト
 確信ス

被上管代言人ハ上管ノ所爲ヲ論シ原裁判ヲ年
 護セリ
 依テ本院ニ於テ双方代言人ノ年論ヲ聽キ審明
 スル左ノ如シ
 才一條

上管牙一條ヲ按スルニ被上管人カ要求セシ數
金額ノハ約同ナル丁ハ上管人申述ノ如クニレ
テ双方遠縁アリタルニ加テ又幾ノヲ原院カ之ヲ
百円ナリトセシハ金ク誤祀ニ出タルモノトス
左スレハ原院ニ白テ其改訂ヲ乞テ可ナルモノ
ナレハ上管ニテ破毀ヲ求ムルノ價値ナキモノ
トス

牙二條

上管牙二條ヲ原裁判差類ニ照シ之ヲ按スルニ
上管人ハ煉化石造家屋ヲ被上管人カ建設シタ
ル祀扱ヲ奉タル丁ナク又甲牙一考祀ヲ引接シ
タル丁ナレ依テ原院ハ扣禱人^{被上管人}ノ建設シタ
ルトノ証明ナケレハ云々ト相角ノ言渡ラナシ

大審院

タルモノナリ之ニ對シ上管人ハ今更甲牙一考
祀ニ煉化石家屋ノ建設ナキ点ヲ附會シ来テ故
ラニ立祀ノ勞ヲ原院ラサリレ云々ト其証明セサ
リレ丁ヲ証明シタルカ如ク禱并スルモ原院ニ
接供セサル新説ヲ以テ上管又ルモノニシテ禱
レナキ丁ナリトス又原上ノ立退ハ家屋由渡ヲ
了シタル事扱ト大層アリト申述スレモ是亦原
院ニ於テ其大差アル所以ヲ福シタル丁ナク上
管快ニモ亦然リ依テ上管ノ原由トナラス

右ノ理由ナルニ依リ判決スル左ノ如シ

東京扣禱院カ由渡世二年三月廿九日信地信家
祀并金庫屋事件ニ付上管人益井治郎^{益井}ヲ
被上管人小山五左衛門ニ對シ言渡シタル裁判

ハ之ヲ破毀セズ

上管入費ハ上管人之ヲ負担スヘシ

明治廿三年三月十七日大審院公定ニ於テ裁

判ヲ言渡ス者也

大審院

民事部二局長代理

大審院評定官巖谷龍一

大審院評定官増戸孫平

大審院評定官小石弘隆

大審院評定官友澤春三

大審院評定官佐野中 定勝

大審院評定官裁判所書記杉浦 敏

大 審 院